

【委託業務検討会】の運用 (R3ver)

1 はじめに

設計実務者意見交換会より事務改善による生産性向上を目指した【提言書】が平成30年11月に副市長宛提出された。「委託業務検討会の運用」は、この【提言書】にある【委託業務検討会】(以下【検討会】と呼ぶ)の運用について基本的なルールを示す。
なお検討会開催は特記仕様書※1にて明示する。

※1：参考-1に特記仕様書例を示す。

2 位置づけ

【検討会】は、業務の最初の段階で、「何をを目指すか」「何が必要なのか」など、検討が向かうべき方向や道筋、またその帰結である完成イメージを受発注者双方で共有することを第一の目標とする。同時に、例えば必要な工期間や不足調査、今回設計のための事前検討の不足や現地条件認識の共有など、事前対応が可能な項目を確認し、方針を決定することも目標とする。これらにより受託者においては作業工程の最適化と事務量削減、発注者においては、事務量削減の他事業マネジメントの適正化及び成果品の品質確保が図られ、工事施工の円滑化に繋がることを期待する。
下記表に効果を纏める。

対象	効果
発注者 受託者	◇ 目的を見据えた視点※2での設計が可能となること。これにより設計条件整理が容易となること。(設計～完工の一連プロセス最上流に位置する「何をを目指すのか」を明確化して共通認識を持つことにより、全体を通じての事務円滑化(事務量削減)を図ることが可能となる)
受託者	◇ 契約上のリスクを減じることが出来ること。(工期間や費用が早期に確定するため) ◇ 手戻りリスクを減じることが出来ること。(「決裁者若しくはこれに準じる者」(以下「決裁者等」と呼ぶ)の臨席による手戻り防止策実施や手戻り時の扱いを決めるため)
発注者	◇ 工事施工目論見が早期に明確となること。(工期間や委託成果水準が早期に確定するため) ◇ 工事施工での条件変更や設計変更手間を減じることが出来ること。(特に施工方法について受発注者間で協議するため)

※2：目的に沿った視点：例)道路構造物：発注者意図(目的)は「交通の円滑性確保や安全性確保に必要な構造物設計であり、現地に適し、かつ円滑施工できる構造」を委託。設計図書から得られる情報を基にした受託者認識は「構造的に問題ない設計を実施」。「構造的に問題ない設計」でも「交通の安全性確保に課題が残る」設計となる場合があり、また「工事施工が著しく困難な設計」となる場合もある。

3 運用の対象

建設関連業務委託として発注される土木系設計業務/検討業務※3を対象とする。

※3：既設計済み箇所部分修正設計等、設計を取巻く条件が確定している場合や条件変更が無い場合は対象から除外してもよい。また、測量業務など、設計/検討業務以外の業務委託は、発注者若しくは受託者の申出で開催することを可能とする。

4 開催時期

着手時：契約後0.5月～1.0月程度を目安とする。

中間時：随時必要な時期に開催する。

5 参加者

発注者：監督員（担当・主任・総括）及び決裁者若しくはこれに準じる者※5

受託者：管理技術者、設計実務担当者

※5：決裁者等の参加義務付けの背景は次のとおり。

受託者担当と発注者担当で積上げた検討結果や成果が、決裁段階でダメ出しを生じる例が相当数発生する。原因は、妥当と考えられない設計(決裁者自身の経験知識に照らして)や、技術的内容は満足できて、技術面以外の視点から内容が妥当でない等、様々である。このため検討会での認識共有時に、決裁者等が、技術面以外の視点や施工に関する知識経験を提供し、その後の設計業務を円滑に進める仕組みとする。なお中間時の検討会出席は状況に応じる。また「これに準じる者」は所属や現場により異なるため、各所属の運用に委ねる。

6 協議の具体

協議内容の具体は下記を参考とする。（予備設計ー詳細設計プロセスを想定）

項目	発注者	受託者
事前準備内容 (着手時)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現地合同踏査 ◇ 現地立入等への留意事項 ◇ 業務委託目的※①1 ◇ 工期限の考え方※①2 ◇ 設計条件※①3 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現地合同踏査 ◇ 業務方針・内容の概略提案※②1 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ポイントとなる設計内容 ➢ 不足調査等への言及・等々 ◇ 必要委託期間提案※②2 ◇ 設計図書内容の変更必要項目提案
議論内容 (着手時)	※下記項目の合意（認識共有）を文面記載 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 委託期限の合意 ◇ 委託全体像（何処まで成果とするのか）の合意 ◇ 不足調査等の対応の合意 ◇ 設計図書変更内容の合意 ◇ 手戻り発生時の扱い基本の合意 	
事前準備内容 (中間1)	※予備設計が確定する前に実施	※予備設計が確定する前に実施 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 要求水準確定のための提案※③1 ◇ 設計条件提案（重要な条件） ◇ 工法比較提案（予備設計等）※③2
議論内容 (中間1)	※下記項目の合意（認識共有）を文面記載 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 要求水準の合意 ◇ 選定工法の合意 ◇ 選定のための指標と重みの合意 ◇ 施工方法（手順/機種、仮設等）考え方の合意 	
事前準備内容 (中間2)	※詳細設計が確定する前に実施	※詳細設計が確定する前に実施 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 詳細設計内容の提案
議論内容 (中間2)	※下記項目の合意（認識共有）を文面記載 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 工事目的物/その他の分類の合意 ◇ 指定仮設/任意仮設の合意 ◇ 必要規格、管理基準の合意 ◇ 表現方法の合意・等々 	

※①1：何を指すのか、事業目的や発注背景を説明（特記仕様書にて網羅なら必要無し）。

※①2：事業（工事）予定等の情報を付与。

※①3：発注者より付与すべき条件と受託者概略検討後に決定する条件について説明

※②1：業務委託全体を総覧し、目的達成に不足する条件等を踏まえ成果全体像を説明

※②2：根拠を明示する

※③1：50年を担保する構造物？10年担保？/落石しない斜面？/崩壊に伴う落石は、災害として対象外？
 ・前述は検討を経て条件決定する事項。費用対効果やその他条件等を総覧/検討しながら適切な要求水準を確定する

※③2：現場で実施するであろう工法を前提とする。施工方法（手順や機種、仮設等）や作業時の安全確保の容易性、必要工事期間、周辺環境負荷等の条件を整理し、費用大小のみで提案しない

7 記録の整備

【検討会】での合意事項は文書で取纏め、保管する。(協議書に準じた扱い) 文書には、発注者監督員及び決裁者等及び管理技術者の確認をする。

8 検討会の費用

【検討会】参加に必要な費用(受託者)は、設計業務委託にある【協議打合せ】を充て、別途計上しない。

9 運用の改訂

【検討会】は事務円滑化(生産性向上)を目指したものである。事務円滑化を推進するため、経時的な運用内容の修正は必要に応じて行う・

《参考-1》特記仕様書（例）

【委託業務検討会】特記仕様書

第1条 適用

本業務委託は、【委託業務検討会】の対象とする。

第2条 開催

本業務委託は、【委託業務検討会】を開催する。但し、やむを得ない理由により受注者から非開催の申出をする場合、発注者の合意をもって非開催としても良い。この場合協議書等により「非開催の合意」を記録する。

第3条 目的

受発注者間で生じる様々な協議項目（業務目的、履行期間、不足調査、設計条件、要求性能、実施上の問題点等々）を整理し、業務委託成果の姿絵の認識共有することにより、業務委託～工事を含む事業全体プロセスでの事務処理を軽減する。

第4条 実施

実施は「業務委託検討会の運用」：令和3年 財務部技術監理課※ を参考とする。実施詳細は、発注者監督員との協議により決定する。

※財務部技術監理課 HP を参照すること。

第5条 開催費用

開催準備にかかる費用、開催にかかる費用は、協議打合せに含む。

第6条 協議内容確認シート

受注者は業務委託完了後、遅滞なく「協議内容確認シート（委託）」を記載し、打合せ簿に添付し監督員に提出する。

第7条 その他

不明な点は協議により決定する。

【委託】協議内容確認シート

令和〇年〇月〇日 記入

契約番号 ▼▼▼▼▼▼▼▼▼▼

薄い空色のセル: 要記入
 薄い茶色のセル: 記入しない (算式)
 薄い赤色のセル: 記入しない (算式)

【業務委託緒元】

委託名	令和〇年度 〇〇業務委託	【委託概要】 補強土予備検討及び詳細設計 ・工法予備設計 1式 ・補強土詳細設計 1式 ・道路詳細設計 1式
担当課	□□部 △△課	
受託者名	□□コンサルタンツ	
契約金額	6,000千円	
委託期間	R3.7.21~R4.12.20	

【協議・合意内容】

項目	内容(概要)	会議での合意事項等を記入する。 行が不足する場合、適宜行を挿入 (算式はコピー)	合意や変更の理由(根拠)
工期限	・△月◇日から●月◆日に変更合意 ・工法検討結果を踏まえ、河川協議が必要となった場合、工期限は再協議する。		・以下の期間が必要なため。 1ヶ月(準備)+2ヶ月(工法検討)+1ヶ月(詳細設計)+1ヶ月(報告書作成)=5ヶ月
委託目的	・狭小山間地道路(現状)を円滑かつ安全に走行可能な道路に改良する。		・背景: 〇〇集落からの10年来の要望事業である。本個所以外の狭小区間への対応も今後随時進める予定。
設計条件	・工法検討は路側改良に限定せず、山側切土等も視野に入れることを合意		・委託目的は狭小道路の安全かつ円滑な走行サービスの提供であるため、手段選定の門扉を広く取る
設計条件 設計変更	・地質コンサルによる地盤評価(調査)業務を追加、地盤評価及び崩壊等地質リスク情報を入手することを合意。追加は地質情報助言制度を利用する。(設計変更対象とする)		・工法絞り込みには、山側斜面や路側構造物基礎地盤の地質/水文評価の反映が必要なため。
要求水準	・道路線形は構造令に準拠することを合意(既設との取合いは除く)。但し改良部⇒狭小部シフトで安全に通行可能とする安全施設を考慮することで合意		・改良区間と狭小区間の境界部で事故が発生し易いため、設計段階から対応を考える。
要求水準	・工法検討は落石リスクや表層崩壊リスクの視点も評価対象とすることで合意(今回設計は待受けタイプのみとする)。		・通行安全には落石リスク等斜面災害の視点も必要だが、道路改良工事と同時に施工するのは待受け擁壁等に限定されるため。
要求水準	・工法検討はW=3.0m程度の通行余地を確保した施工が可能な工法を考慮することで合意。(なお斜面の部分切土による仮設道による代償もある)		・〇〇集落は本道路が唯一の生活道となっているため。
施工条件	・盛土材料運搬は4tタンク1台での運用を目安とすることで合意。なお補強土壁作業工程は、盛土材運搬の制約により決まる。		・作業手順及び概略工程表作成、及び電算帳票委託の参考としての合意
その他	・〇〇工は任意仮設とし、出来形管理及び品質管理は必要ないことで合意		・〇〇工は工事目的物でないことを明確にするため。

項目は【設計条件】、【設計変更】、【工期限】、【要求水準】、【施工条件】及び【その他】に分類する

・【協議内容シート】: 担当監督員が作成する(会議開催後遅滞なく纏める)。
 ・【効果判定シート】: 担当監督員及び管理技術者(主体となった設計担当者でも可)が作成する(業務完了後遅滞なく纏める)。担当監督員は、管理技術者から提出を受け、内容確認の上技術監理課に提出する。